

県発達支援サポーター等養成講座 「地域連携講座」

埼玉県発達障害総合支援センター

家庭児童相談員として ～子育て支援の実際～

ふじみ野市 家庭児童相談員
萱場 美幸



ふじみ野市家庭児童相談員の仕事

- ①家庭児童相談室での相談業務
- ②保健センター乳幼児健診での
母子支援、発育発達相談
- ③ペアレントプログラムの開催
(ファシリテーターとして)
- ④ふじみ野市子ども家庭総合支援拠点の
児童虐待防止に関する照会業務及び母子支援

ふじみ野市家庭児童相談員の仕事の実際〈1〉

①家庭児童相談室での相談業務

- ・ 3名の相談員がシフト調整し、毎日2名ずつ勤務している。
- ・ 子育てに関する相談に対し、相談員が問題解決に向けて助言援助を行い必要に応じて他の機関を紹介する。
- ・ インテークは電話相談が多く、主訴を確認した後に面談予約を受け付ける。
- ・ 育児の悩み(叱ることでの悪循環、母親の生育歴、メンタル面での不安)、子どもの癇癪、金銭感覚のつけ方、登校拒否（小、中、高）など多様である。

②保健センター乳幼児健診での母子支援、発育発達相談

- ・ 1歳6ヶ月児、3歳児健診のサポートから虐待の予防、早期発見へ。
- ・ 保健師の最終問診の後二次相談を行い、発育発達の課題について早期発見・支援に繋げる。(希望者) 相談内容は発語の遅れ、癇癪、他とのコミュニケーション、兄げんか等。
- ・ フォロー対象児の状況把握をする。

ふじみ野市家庭児童相談員の仕事の実際〈2〉

③ペアレントプログラムの開催（ファシリテーターとして） （保健センター、子育て支援センター共催）

- ・ 子どもへの認知的な枠組みを修正することを目指した保護者向けのプログラム
（子どもの行動を見つめ褒めるコツを学ぶ。
共通の意識を持つ仲間とふれあう。）
- ・ 年2クール設定（1クール隔週6回、参加者4～6名）

④ふじみ野市子ども家庭総合支援拠点の 児童虐待防止に関する照会業務及び母子支援

- ・ 警察、児相、医療機関、所属先等からの情報提供や虐待通告などへの対応

ふじみ野市家庭児童相談室 相談種別と件数

〈相談の実際〉

①養護相談 { 児童虐待相談
その他の相談

②障害相談

③性格行動相談

④不登校相談

⑤適性相談

⑥育児しつけ相談

相談内容		件数 (R1年度)
養護相談	児童虐待相談	258
	その他の相談	18
保健相談		0
障害相談		3
非行相談		0
育成相談	性格行動相談	3
	不登校相談	35
	適性相談	6
	育児しつけ相談	238
その他の相談		120
合計		681

他機関とのつながり 〈1〉

① 継続的な母子支援の重要性

↳ 必要性、利便性を見極め最適なフォローを考え他機関へつなげる。

育児・しつけ相談 → 保健センターのすくすく相談 育児相談

子育て支援センター（市内4箇所）の相談事業
母子ふれあい事業

児童発達障害 → 児童発達支援センター 障害専門医療機関
教育相談室のWISK検査 児童放課後デイサービス

保護者支援 → 子育てふれあい広場、保育所の一時保育
ファミリーサポート事業の活用 子育て支援センターの訪問型
養育支援
市民総合相談センターの女性相談（DV等）
～弁護士 心理士 行政書士など専門的支援～
福祉総合支援チームの経済困窮家庭への支援



他機関とのつながり 〈2〉



②様々な関わりで支援の方向性を確認する。

不登校 → 教育相談室（教育委員会）の適応教室
学校のスクールカウンセラー さわやか相談室
学校の教職員（校長、教頭、養護教諭、担任、支援員等）

③リスクが高く、緊急性が感じられる 家庭への支援

虐待につながる問題 〔 母親のメンタルの不調 父母の不仲 〕	⇔	警察 病院 児童相談所（乳児院 一時保護施設）
--------------------------------------	---	----------------------------

今後の課題

- ①時間的な制限
- ②子どもを持つ家庭への周知に向けた取り組み
- ③エビデンス（有効性）の保証された技術の習得

